

CPTPP の発効と ラテンアメリカ・アジアの繋がり

米国はトランプ大統領就任と同時に TPP 不参加に転じたが、わが国はじめ 11 か国は TPP11 として結成を目ざし、2018 年 12 月 30 日に CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）を発効させた。米州からはカナダ、メキシコ、チリ、ペルーが参加したこの協定を契機に、ラテンアメリカのアジアへの関心と接近、さらにこれからの両地域の関係の進展と展開をみる。

日本主導の CPTPP による 対ラテンアメリカ通商関係の進展の可能性

桑山 幹夫

TPP11を主導する日本政府

TPP11 の呼称で知られる「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」（CPTPP）が 2018 年 12 月 30 日に、また「日本・欧州連合（EU）経済連携協定（EPA）」が 2019 年 2 月 1 日に、それぞれ発効した。米国が TPP12 から公式に離脱して保護主義を強め、二国間協定が増えて、WTO を軸とする多国間（multilateral）交渉が停滞する現状において、TPP11 の発効は保護主義的な風潮の防波堤となり、自由貿易体制と多国間主義の秩序へのコミットメントを世界レベルで再確認するものだと高い評価を受けている。

日本政府は参加国・地域の窓口となって協議を進めてきた。カナダ、ベトナム、マレーシアなどの TPP 参加国に対して、TPP へのコミットメントを維持するように働きかけてきた。トランプ大統領の「米国第一主義」の煽りをうけて保護的な手段に陥る国が増える中、日本政府は新規加盟国を増やす努力も惜しまなかった。その結果、アジアでは韓国、タイ、インドネシア、フィリピン、台湾、ラテンアメリカではコロンビア、エクアドル、そして EU からの離脱を決めた英国などが折に触れて TPP 参加への関心を表明するようになっていく。タイが TPP11 への参加申請手続きを進めている。日本政府は、これら諸国が TPP11 に新規加盟することになれば、米国の離脱から生じるダメージをある程度補填できると考えている。TPP11 は、メキシコ、日本、シンガポール、

ニュージーランド、カナダ、豪州、ベトナム（国内批准手続きを完了した順）の 7 か国間で発効しているが、これに加えてチリとペルー両政府による迅速な批准を取り付けることは、日本政府の優先事項でもある。日本としてはコロンビアのデューケ大統領が、前サントス政権が公式に表明していた TPP11 加盟の意思を受け継ぐことを期待するが、デューケ政権は交渉が難航する日本との二国間 EPA を優先したい考えだ。

TPP は 21 世紀に相応しい FTA と言えるが、その特徴として、① 10 年から 12 年の猶予期間が与えられるものの、全ての分野における関税と非関税障壁の撤廃を目指す自由化レベルが高い FTA である、② 原産地規則の「累積」を可能にして加盟国間でのバリューチェーンの発展を促進する、③ 競争力と貿易円滑化及び中小企業による FTA 活用の促進など英語でホリゾンタルズと呼ばれる「分野横断的事項」も考慮する包括的なアプローチを採用しており、TPP11 を構成する 30 章の中で、「開発と協力」と関連する 4 つの章が交渉分野として組み込まれている、④ クラウドコンピューティングや電子商取引などの新技術によって引き起こされる新しい貿易問題にも対処し、協定の内容をさらに発展させ、新たな課題に対応するための仕組みも組み込む「生きた協定」である、の 4 点が挙げられる。これらの特徴は、国際経済環境が複雑化する中で、グローバル戦略を展開したいラテンアメリカ諸国に対して新しい通商

戦略の指針を提供するものと言える。アジアとのバリューチェーンを拡充させたい「太平洋同盟」加盟国に有利に働くと考えられる。

日本やラテンアメリカ参加国にとって TPP11 を早期に発効させるべき理由は、少なくとも 7 つある。すなわち、①米国などからの保護主義の防波堤になる、② TPP12 から 20 項目が凍結されても TPP11 は質の高い包括的な通商ルールを維持することで参加国の経済成長に寄与するとともに関税削減の効果だけでなく新しい貿易ルールの導入で資源配分や生産性の向上並びにサービス貿易や投資の拡大やバリューチェーン構築が期待できる、③ TPP11 は今後の FTA のモデルになる可能性を秘めていることによりアジア太平洋のみならず他の地域での規範と成りうるがその意味でその他のメガ FTA との補完性の改善にも役立つ、④ TPP12 から離脱することによって米国商品が TPP11 参加国の市場を失って被害が拡大するとなれば米国の TPP12 復帰が促される、⑤米国が TPP から離脱することで反中国バイアスが低減されて中国が将来 TPP に参加する可能性を高めるとともに同国の「国家資本主義」的な貿易慣行の是正に繋がる、⑥米州で貿易自由化を提唱してきた国々とアジア太平洋諸国との同盟関係を一本化する、⑦ラテンアメリカの地域統合機関の中でも特に「太平洋同盟」とメルコスール（南米南部共同市場）との間で貿易・投資ルールの「収束化」を推し進める可能性を秘めている、などである。TPP11 がアジア太平洋における FTA の模範モデルになることで、TPP の対抗馬として注目されてきた「東アジア地域包括的経済連携協定」（RCEP）の交渉が速まる可能性がでてきた。RCEP がアップグレードされれば、ASEAN との関係を強化したい「太平洋同盟」加盟国にとっても好材料となる。

TPP11 と TPP12 との相違点

TPP12 は 1,000 以上の項目から成り立っている協定だが、そのうち凍結されたのはルール分野の 20 項目に留まった。米国の意向が強く反映された項目、すなわち企業が政府を訴える（「投資家と国家の紛争解決」：ISDS）規定、生物製剤（Biologics）のデータ保護、著作権の保護期間、急送貨物や急送便サービス提供条件、通信部門を巡る紛争解決に関する規定など、米国が TPP12 の交渉で強く要請した項目が凍結された。一方で各国間の市場アクセス、地域的

アプローチを通じてのグローバルチェーンへの参加や新技術から生じる電子商取引など、新しい課題に対応するための通商ルールの構築などには変化はない。TPP11 参加国が当初要求した項目の半分に凍結数を抑えたことで、TPP12 が目指していた高い水準の通商ルールが保持されたとと言える。

だが、米国の離脱によって自由貿易地域としての TPP の魅力が半減するのは確かだ。米国の撤退により、TPP の域内輸出は、1 兆 9,780 億米ドルから 3,870 億ドルに縮小する。NAFTA 加盟国（米国、カナダ、メキシコ）は、TPP12 内の総輸出額の約 70% を占める。そこで、TPP11 の利益が増大するには、米国の復帰、さもなければ参加国の拡大が不可欠となる。これまでに TPP に関心を示していた 5 つのアジア太平洋諸国（韓国、台湾、インドネシア、タイ、フィリピン：TPP16 と呼称）が TPP11 に加盟すれば、米国を含む TPP12 の場合に推算される利益に匹敵する所得拡大の可能性が時間の経過とともに出てくると結論づけている研究もある。中国が TPP11 に参加すれば、その経済効果は TPP12 の 2.5 倍になるとの推計もある。

TPP11 とラテンアメリカ

チリ、メキシコ、ペルーも基本的には日本の見解を共有しているように思われる。NAFTA の再交渉を最優先してきたメキシコは、11 か国のうちで最初に TPP11 の国内批准手続きを承認した国でもある。NAFTA は最終的には USMCA 協定に置き換えられる模様だ。メキシコは EU との FTA をアップグレードした。チリは中国との FTA をグレードアップしたばかりだが、米国、韓国との二国間 FTA もアップグレードの対象となっている。ペルーはオーストラリアと FTA を締結した。中国との FTA も革新したい。また、インドとの FTA 交渉に拍車をかけたい。太平洋同盟は、TPP11 参加国でもあるオーストラリア、ニュージーランド、カナダ、シンガポールなどの域外諸国と FTA 交渉中である。チリ、メキシコ、ペルーなど、日本が貿易第一相手国ではないラテンアメリカ諸国にとって、TPP11 はグローバル戦略の一角を形成するものの必ずしも最優先の事項ではないかもしれない。その意味においても、TPP の将来性について日本がラテンアメリカ諸国に説明していくことが重要となる。

TPP 諸国は既に二国間や多国間の FTA 網で結ば

れており、TPP 域内での自由化はこれらの協定によって事実上進んでいる。そこで既存の FTA と比較して、「上乗せ分」「プラスアルファ」の大きさとその内容が重要となるため、特に日本向けの農産品の市場アクセスが改善される。米国が TPP から離脱しても、メキシコにとって、オーストラリア、ニュージーランド、マレーシア、ベトナムなどの TPP 参加国への市場アクセスは大幅に改善され、貿易構造の多様化に繋がる。ペルーにとっては、ニュージーランド、マレーシア、ベトナムの市場に対するアクセスが改善される。全ての TPP 参加諸国と FTA を締結済みのチリにとっては、TPP 協定で合意された関税撤廃削減スケジュールは既存の FTA の内容を上回るもので、「上乗せ分」がある。アジア太平洋諸国や日本と原産地規則の累積が可能となると同時に、米州域内外の市場においても市場統合が促進され、新しいビジネス機会が生まれると考えられる。TPP が実現すれば、非関税障壁の撤廃と新しい通商ルールの適用によって、関税撤廃から発生する貿易創造よりも大きな利益がもたらされる。特に、サービス貿易、政府調達分野で新しい規制が導入される。消費者保護と検疫検査および認証機能を強化することを目的とした衛生植物検疫（SPS）対策が強化される。

太平洋同盟とメルコスールとの関係強化

TPP11 はラテンアメリカ諸国にアジア太平洋諸国との新しい戦略的関係を築くだけでなく、LAC 地域内で統合戦略を書き換える手段となるかもしれない。チリのバチエレ前大統領が提唱した、太平洋同盟とメルコスールとの関係強化のプロセスも進展している。2018 年 7 月にメキシコのプエルト・バジェルトで行われた第 1 回のメルコスール・太平洋同盟首脳会談において、相互の貿易関係を深化するための共同宣言が署名され、両地域統合機関が FTA の設立に向けて作業を開始するという意向書に署名した。現在、コロンビアとブラジル、ペルーとブラジル、アルゼンチンとメキシコ、そしてチリとアルゼンチン、チリとブラジル、チリとウルグアイとの二国間 FTA 交渉が進行中だ。太平洋同盟とメルコスールとの関係強化はラテンアメリカにおける地域統合の改新につながると考えられる。太平洋同盟とメルコスールとの関係強化は、世界の自由で開放的な貿易体制を維持するための重要なデモンストレーション効果を及ぼす。

共同宣言と同時に発表された「行動方針」の意図は、2016 年 5 月に合意された「太平洋同盟・メルコスール・ロードマップ」の内容を具体化するものだ。現時点では、このロードマップにしたがって、①地域バリューチェーンの構築と原産地規則の累積制度、②貿易円滑化と貿易のためのシングルウィンドーの導入、③税関に関する協力、④中小企業の貿易参加、⑤非関税障壁の削減、⑥サービス貿易に関する貿易円滑化、などの 6 つの分野で作業が進んでいる。この「行動方針」と上述した TPP に含まれる「分野横断的事項」との間に補完性を持たせることで、チリ、コロンビア、メキシコ、ペルーがメルコスール加盟国にとって「玄関口」（gateway）としての役割を果たすことが可能となる。

TPP11 をめぐる現況において、日本は太平洋同盟とメルコスールとの関係強化から生じる相乗効果をフルに活用すべきだ。そのためには、第一に日本が太平洋同盟加盟国との関係強化を図ることが必要だが、TPP11 の枠組みの中で太平洋同盟 4 か国と個別に関係強化を図るのか、すなわち現状維持するのか、またあるいは日本が「準加盟国」となって太平洋同盟との関係強化を図るのか、日本政府にとってどちらを選ぶのが良いかが重要となってくる。第二にメルコスールとの関係強化を図ることだ。ブラジル全国工業連合（CNI）と経済団体連合会（経団連）は 2018 年 7 月にメルコスールと日本の EPA の交渉開始を各国政府に提言することで合意した。EU との協定交渉が続く中、メルコスールは欧州自由貿易連合（EFTA）、カナダ、韓国、シンガポールなどと FTA 交渉を進めている。保護主義が強まる中、メルコスールと日本との EPA は自由でオープンな経済圏の創出と強化につながると期待される。これらの域外国・地域とメルコスールとの FTA 交渉が成功すれば、太平洋同盟とメルコスールを軸としてラテンアメリカを取りまく貿易・投資ルールの多角化が促進される。

終わりに

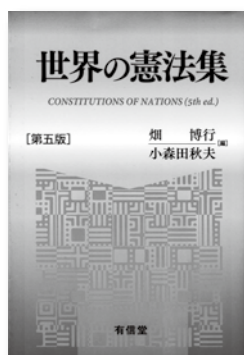
TPP11 と日 EU・EPA は「質」の高い FTA であり、両協定の発効は、世界で台頭する反グローバリズムと保護主義の防波堤として、自由貿易と多国間主義秩序の旗印となり、RCEP 合意を速め、アジア太平洋地域のデファクトのルールになってゆく可能性を秘めている。また、メルコスールと EU など、

域外との FTA 締結、そして太平洋同盟とメルコスールとの間での貿易・投資ルールの収束化は、TPP11 が推進する多国間主義の強化と、自由で開放的な貿易体制の維持に拍車をかける。だが、太平洋同盟は TPP11 に参加する域外諸国と FTA 交渉中だ。これはすなわち、TPP 加盟国の間で二つの自由貿易圏構想が生まれつつあることを意味する。したがって太平洋同盟が事実上 TPP11 に包含されるか、また逆に

太平洋同盟が TPP11 を主導するというシナリオも出てくる。TPP11 が太平洋同盟やメルコスールの動向にどのような影響を及ぼしていくのか、それは日本の対ラテンアメリカ戦略によって大いに左右される可能性は否めないであろう。

(くわやま みきお ラテンアメリカ協会ラテンアメリカ・カリブ研究所シニア研究員。元 CEPAL 上級経済問題担当官)

ラテンアメリカ参考図書案内



『世界の憲法集 [第五版]』 (ブラジル連邦共和国憲法ほか)

畑 博行・小森田 秋夫編 有信堂 2018 年 12 月
629 頁 3,500 円+税 ISBN978-4-8420-1083-0

サミットを構成するようないわゆる主要国・欧米先進国のみならず、いくつかの旧社会主義国やアジア諸国を含む、世界の主要 20 か国・地域（欧州連合 EU）の憲法の概説と日本語訳に、比較参照のため日本国憲法を付した充実した憲法訳書。1991 年の初版にこの第 5 版からスイスと EU を加えた。

ラテンアメリカからは唯一 1988 年ブラジル連邦共和国憲法が、二宮正人サンパウロ大学法学部教授と永井康之弁護士（サンパウロにあり二宮弁護士が会長を務める国外就労者情報援護センター CIATE の専務理事に出身）の共訳によって収録されている。1500 年から 1822 年の間ポルトガル植民地時代から説き起こしてのブラジル国憲法の沿革、1824 年のブラジル帝国欽定憲法、1891 年の初代ブラジル合衆国憲法、1934 年と 1937 年、1946 年のブラジル合衆国憲法、1967 年の連邦共和国憲法は、1960 年初頭のクワドロス大統領の辞任・グラール副大統領昇格時の軍部との軋轢による議院内閣制の採用とその後の国民投票による大統領制の復活、1964 年の軍事クーデターにより 85 年まで続くことになる軍政の下で成立、大統領を間接選挙で選出することとし、戒厳令の布告や連邦の州・市郡への干渉発令権など大統領権限を強化した。5 期 21 年続いた軍政への民衆抗議運動が高まり、1984 年の最後の間接選挙で選出された民間人タンクレード・ネーヴェス大統領の病気により繰り上げ当選したサルネイ副大統領が 85 年 3 月に就任、この民政大統領の下で選出された制憲議会で 1988 年に改正憲法が承認された。

この 1988 年憲法は、軍政時代の反省から基本的人権、内・外国人の無差別平等、国家組織や租税制度、経済および金融秩序、社会保険に関する詳細な規定なども網羅しているが、憲法改正手続きは国会の両院で 2 回、しかもそれぞれ 5 分の 3 以上の得票を要としている（これが現在年金改革等の実現を困難にさせている一因となっている）。なお、現行 1988 年憲法も経過規定に基づいて、この手続きを経ずに絶対多数決で改正するための規定が織り込まれていて、1992 年～2015 年の間に部分改正がなされている。

日本においては憲法は「不磨の大典」的な考えが強いが、ブラジル憲法は過去 7 回にわたり新憲法が作成されたように、社会情勢の変化に応じて憲法は改正して新たな状況に臨むという考えを取っていることを指摘し、これまでの部分改正についても適切な解説も付されていて、ブラジル憲法そのもののみならず、現在のブラジルの政策の行方を知るためにも重要な資料である。

(桜井 敏浩)